

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	7-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	58の12	不利益処 分の種類	訪問購入に係る業務改善指示 及び公表		
(処分基準)							
○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (指示等)							
第58条の12 主務大臣は、購入業者が第五十八条の五、第五十八条の六、第五十八条の七第一項、第五十八条の八第一項若しくは第二項若しくは第五十八条の九から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、売買契約の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。							
一 訪問購入に係る売買契約に基づく債務又は訪問購入に係る売買契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。							
二 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第五十八条の十第一項第一号から第六号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。							
三 訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。							
四 前三号に掲げるもののほか、訪問購入に関する行為であつて、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの							
2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。							

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	7-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	58の12	不利益処 分の種類	訪問購入に係る業務改善指示 及び公表		
○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (訪問購入における氏名等の明示) 第58条の5 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、購入業者の氏名又は名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしなければならない。 (勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止等) 第58条の6 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受けようとする意思の有無を確認してはならない。 2 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、勧誘を受けようとする意思があることを確認することをしないで勧誘をしてはならない。 3 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしてはならない。 (訪問購入における書面の交付) 第58条の7 購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合においては、この限りでない。 一 物品の種類 二 物品の購入価格 三 物品の代金の支払の時期及び方法 四 物品の引渡時期及び引渡しの方法 五 第五十八条の十四第一項の規定による売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項 (同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。) 六 第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項 2 購入業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該購入業者は、当該書面を交付したものとみなす。 3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法 (主務省令で定める方法を除く。)による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。							

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	7-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	58の12	不利益処 分の種類	訪問購入に係る業務改善指示 及び公表		
<p>第58条の8 購入業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条第一項各号の事項（同項第五号の事項については、売買契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約の内容を明らかにする書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。</p> <p>一 営業所等以外の場所において、物品につき売買契約を締結したとき（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結したときを除く。）。</p> <p>二 営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結したとき。</p> <p>2 購入業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の事項並びに同項第五号の事項のうち売買契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。</p> <p>3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「売買契約の相手方」と読み替えるものとする。</p> <p>(物品の引渡しの拒絶に関する告知)</p> <p>第58条の9 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約の相手方に対し、第五十八条の十四第一項ただし書に規定する場合を除き、当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなければならない。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第58条の10 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。</p> <p>一 物品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項</p> <p>二 物品の購入価格</p> <p>三 物品の代金の支払の時期及び方法</p> <p>四 物品の引渡時期及び引渡しの方法</p> <p>五 当該売買契約の申込みの撤回又は当該売買契約の解除に関する事項（第五十八条の十四第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）</p> <p>六 第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項</p> <p>七 顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの</p>							

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	7-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	58の12	不利益処 分の種類	訪問購入に係る業務改善指示 及び公表		
<p>2 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第六号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。</p> <p>3 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。</p> <p>4 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、物品の引渡時期その他物品の引渡しに関する事項であつて、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。</p> <p>5 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、人を威迫して困惑させてはならない。</p> <p>(第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知)</p> <p>第58条の11 購入業者は、第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第三者に当該物品を引き渡したときは、第五十八条の十四第一項ただし書に規定する場合を除き、その旨及びその引渡しに関する事項として主務省令で定める事項を、遅滞なく、その売買契約の相手方に通知しなければならない。</p> <p>(物品の引渡しを受ける第三者に対する通知)</p> <p>第58条の11の2 購入業者は、第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第五十八条の十四第一項ただし書に規定する場合以外の場合において第三者に当該物品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、同項の規定により当該物品の売買契約が解除された旨又は解除されることがある旨を、その第三者に通知しなければならない。</p> <p>○特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年省令第89号）</p> <p>(訪問購入における禁止行為)</p> <p>第146条 法第五十八条の十二第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 訪問購入に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘をし、迷惑を覚えさせるような仕方でも訪問購入に係る物品の引渡しを受け、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回、解除若しくは法第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶について迷惑を覚えさせるような仕方でもこれを妨げること。</p> <p>二 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。</p> <p>三 顧客の知識及び経験に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。</p> <p>四 訪問購入に係る売買契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。</p> <p>五 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと。</p>							

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	7-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	58の12	不利益処 分の種類	訪問購入に係る業務改善指示 及び公表		
<p>六 法第五十八条の七第二項（法第五十八条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十八条の七第一項の規定により交付する書面（法第五十八条の八第三項において準用する場合にあつては、同条第一項又は第二項の規定により交付する書面）に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は売買契約の相手方に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為</p> <p>ロ 顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第五十八条の十第一項に規定する行為を除く。）</p> <p>ハ 威迫して困惑させる行為（法第五十八条の十第三項に規定する行為を除く。）</p> <p>ニ 財産上の利益を供与する行為</p> <p>ホ 法第五十八条の七第一項又は法第五十八条の八第一項若しくは第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）</p> <p>ヘ 第三十七条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は売買契約の相手方に不当な影響を与える行為</p> <p>ト 第三十七条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は売買契約の相手方に対し電磁的方法による提供をする行為</p> <p>チ 偽りその他不正の手段により顧客又は売買契約の相手方の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為</p> <p>リ イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は売買契約の相手方の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為</p> <p>(権限委任)</p> <p>○特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号) (都道府県が処理する事務) 第68条 (省略)</p> <p>○特定商取引に関する法律施行令(昭和 51 年政令第 295 号) (都道府県が処理する事務) 第42条 (省略)</p>							